迫真 HAKUSHIN

1億人の相続 1

あなたも家を売る日

「覚悟はしていたが、2000万円近く税の負担が増える。考え直さないと」。埼玉県で駐車場などを経営する新井輝雄（53）は今、相続対策の見直しに余念がない。

1月24日、自民党が発表した税制改正大綱では相続資産で税がかからない基礎控除の部分が大幅に縮小された。80歳を過ぎた母から相続を受ける際は大きな影響が出る。

「孫に教育資金を贈与する場合は1500万円まで無税になったよ」。そう伝えると母親は「よかった」と安堵した。今回新設された非課税枠。当然活用を考えている。

2004年に父が亡くなったとき、相続の知識を持たずお金の代わりに不動産を物納した苦い記憶がある。家業を継いでからは母からの相続に備え、対策をとってきた。

まず親の自宅敷地にかかる税の軽減を受ける目的で、08年に母親宅を隣接地に増築する形でリフォーム。同居が条件のため、母親宅に転居し、都内の持ち家を貸す準備も進めている。

「母さん、僕の次男もお願いします」。昨年には長男に続き次男も母親の養子にした。家族全員で資産を守るためだ。

相続税対策は一部の資産家の話と思われがちだが、今回の改正で状況は変わった。都市部に持ち家があれば、相続税は家族の将来の暮らしの負担になる。普通の家庭でも準備が必要だ。

新井が対策を提案すると、母親はいつも「任せるわ」と言う。「しっかり受け継ぎ守ってほしいという思いを感じる。税金をきっちり払い、家族を守る。親孝行のため踏ん張りますよ」

□　□

「親と暮らし、育った家を売るしかないのか」。都市部に住む人々の間に不安が広がっている。

相続税が課税されるのは現在、全国平均で相続件数の4%強。バブル崩壊直後には7%弱だったことから「富の再分配機能が失われた」との指摘があり、増税の根拠となった。

ただし地価の高い都市部の実情は異なる。親の自宅敷地にかかる相続税を軽減する小規模宅地の特例。適用が厳しくなった10年、東京都心部では千代田区が前年比4・5ポイント増の27・7%が課税されるなど軒並み比率が急騰した。

そこに基礎控除縮小が加われば「都心部では3～4割に上昇する」（相続に詳しい横山公一税理士）。普通の人が、納税のため家を売らざるを得ないケースは増える。

「また税が重くなる。子供に家は残せるのか」。東京・青山に自宅を持つ会社経営者、渡辺信一（63）も不安を感じる。

11年に母親が亡くなり自宅ビルを相続した際、税が約400万円の相続税を納めた。その時は乗りきったが、今回の改正で2人の子への相続ではさらに多額の税負担が生じるのは確実だ。「近所の友達の多くも相続をきっかけに引っ越していった。都心であっても私たちのふるさとなのに」

京都市に住む松本静子（63）も危惧する一人。11年に母親を亡くした際、240万円増えた相続税をなんとか支払い、家を守った。子に継がせたいが「この改正で売却も検討せざるを得ない」。

□　□

東京・大手町の税理士法人レガシィ。税制改正大綱が発表された直後に相続税対策のセミナー開催を公表したところ、定員90人は即日埋まった。

「初めてのこと。相続は金持ちだけでなく、普通の人の暮らしを左右する問題になった」（田川嘉朗代表社員税理士）。

大阪市の相続中心の税理士、寺西雅行（50）のもとにも「我が家はどうなるか」と問い合わせが殺到している。

相続で移転する金額は年間約50兆円。相続が人ごとではない時代がやってきた。（敬称略）

税理士事務所には問い合わせの電話が増えている（東京・大手町の税理士法人レガシィ）

▼税制改正大綱、相続税の変更点　相続税は遺産から非課税枠の基礎控除を引いた課税資産にかかる。15年からの基礎控除は「一律3000万円＋法定相続人1人当たり600万円」。従来の6割に縮小されるため、課税対象者が増えそうだ。資産2億円を子2人で相続する場合、相続税は従来より840万円増え3340万円になる。

▼小規模宅地の特例　親が住んでいた宅地の評価額を、相続時に最大8割減らせる特例。10年に原則として親と同居していることが条件になった。同じ建物敷地の賃貸部分も評価額の減額幅が縮小されるケースが増えた。今回の改正で対象面積の上限は240平方メートル（100坪）から330平方メートル（100坪）に拡大された。